

# 平成29年度事業計画

## 1 講習

### (1) 消防設備点検資格者講習

消防庁長官登録講習機関として、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3及び同施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6の規定に基づく消防設備点検資格者を養成するための消防設備点検資格者講習及び再講習を次のとおり実施する。

#### ① 講習

区分	実施地	実施回数	受講見込者数
第1種	40都道府県	47回	3,100人
第2種	40都道府県	47回	3,000人
特種	東京都	1回	20人
計		95回	6,120人

#### ② 再講習

区分	実施地	実施回数	受講見込者数
第1種	44都道府県	80回	9,530人
第2種	44都道府県	80回	8,860人
特種	東京都	1回	50人
計		161回	18,440人

### (2) 防火対象物点検資格者講習

総務大臣登録講習機関として、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2及び同施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の4の規定に基づく防火対象物点検資格者を養成するための防火対象物点検資格者講習及び再講習を次のとおり実施する。

#### ① 講習

実施地	実施回数	受講見込者数
12都道府県	17回	1,100人

② 再講習

実施地	実施回数	受講見込者数
12都道府県	19回	1,550人

(3) 防災管理点検資格者講習

総務大臣登録講習機関として、消防法（昭和23年法律第186号）第36条及び同施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条の12の規定に基づく防災管理点検資格者を養成するための防災管理点検資格者講習及び再講習を次のとおり実施する。

① 講習

実施地	実施回数	受講見込者数
8都道府県	11回	500人

② 再講習

実施地	実施回数	受講見込者数
8都道府県	10回	500人

(4) 自衛消防業務講習

総務大臣登録講習機関として、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5及び同施行令（昭和36年政令第37号）第4条の2の8の規定に基づく自衛消防要員を養成するための自衛消防業務新規講習及び再講習を次のとおり実施する。

① 講習

区分	実施地	実施回数	受講見込者数
新規講習	9都道府県	260回	13,200人

② 再講習

実施地	実施回数	受講見込者数
9都道府県	189回	9,400人

(5) 可搬消防ポンプ等整備資格者講習

「可搬消防ポンプ等整備資格者に関する規程」(平成5年消安セ規程第30号)に基づく可搬消防ポンプ等の点検・整備について必要な知識及び技能を有する者を養成するための可搬消防ポンプ等整備資格者講習、特例講習及び再講習を次のとおり実施する。

① 講習

区分	実施地	実施回数	受講見込者数
講習	東京都	1回	30人
特例講習	東京都	1回	70人
計		2回	100人

② 再講習

実施地	実施回数	受講見込者数
4都府県	4回	110人

(6) その他

防火管理講習及び防災管理講習事務の一部を受託する。

## 2 登録認定・性能評定・評価・推奨

(1) ISO/IEC 17065に基づく業務の実施

消防用設備機器の認定業務に関し、ISO/IEC 17065に基づく国際的な製品認証機関として認定を取得していることを踏まえ、同規格に沿って認定業務を遂行し、品質システムの維持を図る。

(2) 登録認定

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行う。

(3) 性能評定

① 上記(2)により認定する消防用設備等又はこれらの部分である機械器具以外の消防防災用設備・機器について性能評定を行う。

② 新たに技術開発により製品化された消防防災用設備・機器について、積極的に性能評定

を行う。

#### (4) 評価

特殊消防用設備等について性能評価を行うとともに、地下街の新設、増築計画及び周辺ビル等との接続計画について、防火、安全性の面から評価を行う。

また、消防用設備等、消防防災システムで、高度の技術を活用した建物の消防用設備等、工場、作業所等にあつては収容物、使用原材料、作業工程等を考慮した消防用設備等について、その適合性、安全性、機能性等について評価を行うとともに、ガス系消火設備等についても評価を行う。

さらに設計・施工に係る専門家との意見交換会や性能規定に係る講習会を開催する。

#### (5) 推奨

##### ① 消防防災製品等の推奨

消防防災分野において有効に活用できると認められる製品及び高度な情報通信技術を用いたシステム等を推奨する。

##### ② 住宅用防災機器等の推奨

住宅防火対策において有効に活用できると認められる優良な住宅用防災機器・防災製品等を推奨する。

### 3 消防防災情報通信システム等の調査・設計・施工監理

(1) 次に掲げる情報通信システム等に関する相談に応じ、調査・設計、施工監理等の業務を受託する。

- ① 市町村情報通信システム
- ② 消防通信指令システム
- ③ 都道府県情報通信システム
- ④ 防災情報システム
- ⑤ 消防・救急無線システム
- ⑥ ヘリコプターテレビ電送システム
- ⑦ 保守委託仕様書作成・分析評価支援
- ⑧ その他高度な情報通信システム

(2) 次に掲げる研修会を開催する。

- ① 都道府県・消防本部防災通信担当者実務研修会
- ② 防災通信関係事業者研修会

#### 4 国際協力

消防防災に係るODA案件を推進するとともに、研究業務及び国際消防事情を調査し、発展途上国の消防の向上発展に寄与する。

#### 5 刊行物の頒布等

- (1) 消防設備士講習用参考図書、消防関係法令集、消防防災に関する専門図書その他の刊行物を作成頒布する。
- (2) 消防防災に係る広報啓発資料を作成頒布する。
- (3) 「月刊フェスク」を発行し、消防機関、大学、図書館等への無償配付及び頒布を行う。
- (4) インターネットを活用した消防防災情報提供に係る業務を行う。

#### 6 調査研究

次に掲げる事項について調査研究を行う。

- (1) 社会情勢の変化や火災危険性を踏まえた防火対策の推進
- (2) 消防用設備等点検制度の適正化
- (3) 特殊消防用設備等の性能評価に係る諸課題
- (4) ガス系消火設備等評価に係る諸課題
- (5) 消防防災情報通信システムの諸課題及び対策についての調査研究
- (6) Webサイト（消防交流広場）を通じた消防関係者との連携の推進
- (7) 特殊災害、大規模災害時に消防機関が使用する救助資機材等の防災製品についての調査、研究
- (8) G空間（地理空間）を活用する調査研究
- (9) その他安全センターの設立目的を達成するための調査研究

#### 7 研究助成

次に掲げる分野に関する研究開発等に助成する。

- (1) 消防の用に供する設備及び関連機器に関するもの
- (2) 消防用水及び消防活動上必要な施設並びに関連機器に関するもの

## 8 違反是正支援・相談

### (1) 広報印刷物の作成配布

消防法令の改正等をリーフレットやホームページ等により広報し、防火安全を普及する。

### (2) 講演会等の開催

- ① 消防用設備等に係る動向や課題などを講演会やセミナーにより消防技術関係者等を対象に実施する。
- ② 消防法令違反の是正に係る事例発表会、事例研究会を全国消防長会の事業推進に合わせて支援する。

### (3) 各種相談対応

消防技術関係者等からの各種相談や情報提供、及び違反是正推進の相談等を行う。

## 9 防災製品PL対策

防災製品の欠陥により生じた被害に関する相談及び苦情処理並びに紛争解決のための斡旋・仲介、事故情報の収受・公表等を行う。

## 10 消防防災業務の推進

### (1) 保守点検の適正化

- ① 「都道府県消防設備協会連絡協議会」との連携協調を図りつつ、消防用設備等の保守業務の適正な推進を図る。
- ② 消防用設備等の適正な点検の実施を確保するため、点検済表示制度の円滑な推進を図る。
- ③ 都道府県消防設備協会に対し資料及び教材を提供するとともに、これら協会が行う研修会に対し助成金を交付する。
- ④ 消防用設備等保守業務関係者及び防災安全関係者に対する理事長表彰を実施するほか、叙勲、褒章、内閣総理大臣表彰、総務大臣表彰及び消防庁長官表彰の候補者を上申する。
- ⑤ 消防用設備等の点検・整備の促進を図るための広報活動を行う。

### (2) 防火安全の徹底

- ① 「消防防災事業団体連絡協議会」と連携協調を図りつつ、防火・防災対象物の防火安全の一層の徹底を図る。
- ② 消防防災事業団体が行う防火・防災安全対策に係る事業に対し、助成金を交付する。
- ③ パンフレット等の配布を通じ、防火・防災対象物の防火安全の徹底を図るための広報活動を行う。

## 1 1 団体保険等

都道府県消防設備協会と連携し消防設備業総合保険、消防防災福利厚生支援事業、防災製品団体P L総合補償制度等の普及促進を図る。

## 1 2 その他

- (1) 安全センターの行う業務に関する情報の提供に努める。
- (2) その他安全センターの設立目的を達成するための諸事業を行う。